

令和6年7月1日

保護者の皆様へ

## 令和6年7月以降分の就学支援金の申請について

盛夏の候、保護者の皆様には、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、千葉県より就学支援金申請(令和6年7月～令和7年6月分)について依頼がありました。(高3については3月まで 他都県の方も該当です。)

つきましては、受給要件に該当される方はWEBにて申請をお願いいたします。(個人番号で手続きして、認定済みの方は手続き不要です。)

但し、マイナポータル(アプリ)を利用し就学支援金のサイトで個人番号を入力していない方は再度手続きが必要です。

受給要件：保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額で計算される算定基準額が30万4,200円未満

※政令指定都市の場合は、調整控除額に3/4を乗じて計算する。

受給月額

上記受給要件で計算した額(夫婦合算)	就学支援金額
① 0円～154,499円	30,500円
② 154,500円～304,199円	9,900円
③ 304,200円以上	該当外

## お手続きについて

### A. マイナンバーで申請した方・・・手続きは不要です。(自動継続します)

但し、収入超過等で資格認定されなかった方はBへ

※ マイナポータル(アプリ)を利用し就学支援金サイトで個人番号を登録していない方は再度手続きが必要です。

※「前年1月1日と住民票の市区町村が変更になった方」は、事務室までご連絡下さい。また、「保護者の海外勤務等で出国・帰国した方」・「再婚・離婚・死別等で保護者が変更になった方」は連携依頼書に変更年月日・理由を記載して下さい。

### B. 新規で申請を希望する方

入学年度に配布致しました「ID」・「パスワード」でログインしていただき、「意向登録」及び「受給資格認定」を行い「情報連携依頼書」を事務室へご提出下さい。

※マイナポータル(アプリ)を利用せずに個人番号を入力して下さい。

※「情報連携依頼書」については、事務室へ取りに来て下さい。  
また、本校HP「事務室より」にも添付してあります。

### C. 収入超過等で手続きしない方

入学年度に配布致しました「ID」・「パスワード」でログインしていただき、意向登録を「所得基準に該当するまたは、他の理由により受給資格認定申請書を提出しません」にチェックをして下さい。

※何も手続きされない方は学校にて意向なしと判断させていただきます。

## 【重要】事務室からのお願い

- 7月から継続審査があると把握している一部保護者の方で、e-Shienにログインし、現在操作ができる「保護者情報変更」を行っている状況が見られます。保護者変更する場合には変更年月日・変更事由を千葉県へ連絡しなければなりません。連絡の無い保護者変更については、こちらで差し戻しをさせていただきますのでご了承下さい。
- 受給資格認定する際に、電話番号の入力欄があります。不備の問い合わせ先として、「父」・「母」(就学支援金の問い合わせに回答できる方)いずれかの連絡先の入力をお願い致します。
- 現在、家計急変で申請されている方については取扱いが異なりますので事務室山下までご連絡をお願い致します。

※ID・パスワードについては、お電話でのお問い合わせはできません。  
紛失した場合は再発行依頼書に署名捺印の上事務室までお越し下さい。  
再発行依頼書は事務室にあります。

## 申請アドレスは

<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

※本校HPの「NEWS」→「事務所より」にリンクが貼ってあります

## 提出期限 令和6年7月19日(金)

何かご不明な点などございましたら事務室山下・重堂までお問い合わせ下さい。